



2023年9月28日

各 位

会社名 株式会社 モダリス
代表者 代表取締役 CEO 森田 晴彦
(コード：4883、東証グロース)
問合せ先 執行役員 CFO 小林 直樹
(TEL. 03-6822-4584)

第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び 第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行の中止に関するお知らせ

2023年9月11日開催の取締役会において決議いたしました、英国領ケイマン島に設立された免税有限責任会社（Exempted Company in Cayman with Limited Liability）であるCS Asia Opportunities Master Fund（以下「CSAOMF」又は「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その新株予約権部分を「本転換社債新株予約権」、その社債部分を「本社債」といいます。）及び第12回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行による資金調達（以下「本資金調達」といいます。）に関しまして、当社は割当予定先と合意のうえ、本資金調達を中止することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本資金調達の中止の理由

当社は、2023年9月27日を払込期日として、第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を予定しておりましたが、昨夜、割当予定先であるCSAOMFから、払込期日付で支払いを行うべく払込金の送金指示を行っていたものの、送金を取り扱う金融機関（プライム・ブローカー）において送金に必要な内部手続が完了していないことから、払込期日までに払込金の送金を完了することができない旨の連絡を受けました。

当社は、事態の把握及び今後の方針の検討にあたり、昨夜以降CSAOMFと協議を行ってまいりました。当社は、同協議において、CSAOMFより、本資金調達の中止にかかわらず引き続き当社に対する投資意向を有している旨の表明を受けると共に、投資意向表明書を受領いたしました。他方で、本資金調達については、払込期日までに割当予定先からの払込金の支払いを受けることができない以上、本資金調達を予定どおりに実施することは不可能であるため、本資金調達を一旦中止することといたしました。

2. 今後の見通し

本資金調達については、上記のとおり、一旦中止することを決定いたしました。当社における自社パイプラインの研究開発の推進は企業・株主価値向上に向け重要な経営課題であり、そのための資金需要は依然として高い状況です。また、2023年9月11日に開示された本資金調達に係るプレスリリースに記載のとおり、CSAOMFは当社の資本政策に最も合致している提案を行っており、上記1のとおり引き続き当社に対する投資意向を表明しております。したがって、当社としては、上記のプライム・ブローカーに係る手続上の制約の解消の進捗状況及び結果を勘案しつつ、今後もCSAOMFと資金調達に係る協議を続けていく方針です。詳細が決定次第速やかにお知らせい

たします。

3. その他

2023年9月29日に予定しておりました、ファイナンスに関する動画配信につきましては、既に撮影済みではありますが、上記理由により一旦中止とさせていただきます。

<ご参考>

[本新株予約権付社債の募集の概要]

① 払 込 期 日	2023年9月27日
② 新株予約権の総数	40個
③ 社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額金 500,000,000 円（各社債の金額 100 円につき金 100 円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
④ 当該発行による潜在株式数	3,333,333 株 上記潜在株式数は、当初転換価額である 150 円で転換された場合における最大交付株式数です。 本新株予約権付社債の上限転換価額はありませぬ。 下限転換価額は 75 円であり、下限転換価額における潜在株式数は 6,666,666 株です。
⑤ 調達資金の額	総額 500,000,000 円
⑥ 転換価額及びその修正条項	当初転換価額は 150 円とします。 2023 年 9 月 28 日以降、本転換社債新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「CB 修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（当該取引日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「CB 修正日価額」といいます。）が、当該 CB 修正日の直前に有効な転換価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該 CB 修正日に、当該 CB 修正日価額に修正されます（修正後の転換価額を以下「修正後転換価額」といいます。）。但し、かかる算出の結果、修正後転換価額が下限転換価額である 75 円を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とします。
⑦ 募集又は割当て方法（割当予定先）	第三者割当の方法によります。 CSAOMF 500,000,000 円（40 個）
⑧ 利率及び償還期日	利率：本社債には利息を付しません。 償還期日：2025 年 9 月 27 日
⑨ 償 還 価 額	額面 100 円につき金 100 円
⑩ 譲 渡 制 限 及 び 転換数量制限の内容	当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る買取契約（以下「本件買取契約」といいます。）において、本新株予約権付社債につき、以下の転換数量制限が定められる予定です。

	<p>当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権付社債の転換をしようとする日を含む暦月において当該転換により取得することとなる株式数が2023年9月27日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権付社債の転換（以下「CB制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。</p> <p>割当予定先は、前記所定の適用除外の場合を除き、CB制限超過行使を行うことができません。</p> <p>また、割当予定先は、本新株予約権付社債の転換にあたっては、あらかじめ、当該転換がCB制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当予定先は、本新株予約権付社債を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間でCB制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p>
<p>⑪ そ の 他</p>	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに引受けの停止条件とする、割当予定先が本新株予約権付社債を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要すること等を規定する、本件買取契約を締結する予定です。</p> <p>本件買取契約において、以下の内容が定められる予定です。</p> <p>※譲渡制限 割当予定先による本新株予約権付社債の譲渡には当社の事前の書面による承認が必要です。なお、承認にあたっては、譲受人との間でも同様の譲渡制限が課されることを合意する予定です。</p> <p>※行使優先条項 割当予定先は、本新株予約権を保有している間、本新株予約権付社債を転換できません。</p> <p>※株式等の引受権 当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込期日以降、割当予定先が本新株予約権付社債又は本新株予約権を保有しないこととなるまでの間、第三者に対して株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式（以下「株式等」といいます。）の発行又は処分（以下「発行等」といいます。）をしようとする場合（当社の取締役会の決議に基づき当社又はその子会社の役職員を割当先とするストックオプションとしての新株予約権を発行する場合、事後交付型株式報酬制度に基づき当社の取締役に対し当社の普通株式を新たに発行し若しくは当社の保有する当社の普通株式</p>

を処分する場合又は新株予約権の行使若しくは新株予約権付社債の転換により当社の普通株式を新たに発行し若しくは当社の保有する当社の普通株式を処分する場合を除きます。)、当該第三者との間で当該株式等の発行等を合意する前に(但し、当該株式等の発行日の5日以上前であることを要します。)、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行等の条件(当該株式等の発行等の公表予定日を含みます。)を通知(以下かかる通知を「発行等通知」といいます。)した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとします。なお、割当予定先は発行等通知を受領後3営業日以内に当該株式等の全部又は一部について引き受ける意向の有無を当社宛に回答するものとします。割当予定先が発行等通知を受領後3営業日以内に当社宛に当該回答を行わない場合、割当予定先はかかる引受けを希望しない意向を有するものとみなされます。割当予定先がかかる引受けを希望する場合、当社は、発行予定の当該株式等のうち割当予定先が引き受けを希望した数量については、当該第三者の代わりに、割当予定先に対して当該条件にて発行等するものとします。

※コール・オプション

当社は、2023年12月27日以降、その選択により、割当予定先に対して、取得すべき日(以下本「コール・オプション」において「取得日」といいます。)の5営業日前までに通知を行った上で、取得日に、取得日において残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を、本社債金額100円につき金105円(但し、当社及び割当予定先が、取得日の前日までに、本「コール・オプション」に基づく残存する本新株予約権付社債及び本新株予約権の買取りと並行して実施される、当該本新株予約権付社債及び本新株予約権を代替する資金調達について合意した場合は、本社債金額100円につき金100円)で買い取ることができます。

※割当予定先の取得請求権

当社が発行する株式について、①金融商品取引法に基づく公開買付けが公開買付者により開始された場合、②上場廃止事由等(以下に定義します。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、③組織再編行為(以下に定義します。)が当社の取締役会で承認された場合、④支配権変動事由(以下に定義します。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、⑤スクイズアウト事由(以下に定義します。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は⑥東証による監理銘柄に指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権付社債の全部又は一部の取得を請求することができます。当社は、直ちに、本社債金額100円につき金105円にて、当該取得請求に係る本新株予約権付社債を取得するものとします。

「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東証有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が払込期

	<p>日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいいます。</p> <p>「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成、株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権付社債及び本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいいます。</p> <p>「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の所有者（同法第27条の23第3項に基づき所有者に含まれる者を含みます。）及びその共同所有者（同法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。）の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合をいいます。</p> <p>「スクイーズアウト事由」とは、①当社の普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、②当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は③当社の普通株式の上場廃止を伴う合併を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいいます。</p>
--	---

[本新株予約権の募集の概要]

① 割 当 日	2023年9月27日
② 発行新株予約権数	78,248個
③ 発行 価 額	総額 18,779,520円（新株予約権1個につき240円）
④ 当該発行による潜在株式数	7,824,800株（本新株予約権1個につき100株） 本新株予約権の上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は75円であり、下限行使価額においても潜在株式数は変動しませぬ。
⑤ 調達資金の額	総額 1,192,499,520円（注）
⑥ 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は150円とします。 2023年9月28日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「新株予約権修正日」といいます。）の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値（当該取引日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「新株予約権修正日価額」といいます。）が、当該新株予約権修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行

	<p>使価額は、当該新株予約権修正日に、当該新株予約権修正日価額に修正されます（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。）。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額である 75 円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。</p>
⑦ 行使請求期間	2023年9月28日～2025年9月27日
⑧ 募集又は割当て方法 (割当予定先)	<p>第三者割当の方法によります。</p> <p>CSAOMF 78,248 個</p>
⑨ 譲渡制限及び 行使数量制限の内容	<p>当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本件買取契約において、本新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められる予定です。</p> <p>当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が 2023 年 9 月 27 日における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合における当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「新株予約権制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。</p> <p>割当予定先は、前記所定の適用除外の場合を除き、新株予約権制限超過行使を行うことができません。</p> <p>また、割当予定先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が新株予約権制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で新株予約権制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p>
⑩ そ の 他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに引受けの停止条件とする、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要すること等を規定する、本件買取契約を締結する予定です。</p> <p>本件買取契約において、以下の内容が定められる予定です。</p> <p>※譲渡制限 割当予定先による本新株予約権の譲渡には当社の事前の書面による承認が必要です。なお、承認にあたっては、譲受人との間でも同様の譲渡制限が課されることを合意する予定です。</p> <p>※株式等の引受権 当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込期日以降、割当予定先が本新株予約権付社債又は本新株予約権を保有しないこととなるまでの</p>

間、第三者に対して株式等の発行等をしようとする場合（当社の取締役会の決議に基づき当社又はその子会社の役職員を割当先とするストックオプションとしての新株予約権を発行する場合、事後交付型株式報酬制度に基づき当社の取締役に対し当社の普通株式を新たに発行し若しくは当社の保有する当社の普通株式を処分する場合又は新株予約権の行使若しくは新株予約権付社債の転換により当社の普通株式を新たに発行し若しくは当社の保有する当社の普通株式を処分する場合を除きます。）、当該第三者との間で当該株式等の発行等を合意する前に（但し、当該株式等の発行日の5日以上前であることを要します。）、割当予定先に対して、発行等通知をした上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとします。なお、割当予定先は発行等通知を受領後3営業日以内に当該株式等の全部又は一部について引き受ける意向の有無を当社宛に回答するものとします。割当予定先が発行等通知を受領後3営業日以内に当社宛に当該回答を行わない場合、割当予定先はかかる引受けを希望しない意向を有するものとみなされます。割当予定先がかかる引受けを希望する場合、当社は、発行予定の当該株式等のうち割当予定先が引受けを希望した数量については、当該第三者の代わりに、割当予定先に対して当該条件にて発行等するものとします。

※コール・オプション

当社は、本新株予約権の払込期日以降、その選択により、割当予定先に対して、取得すべき日（以下本「コール・オプション」において「取得日」といいます。）の5営業日前までに通知を行った上で、取得日に、取得日において残存する本新株予約権の全部（一部は不可）を、本新株予約権1個あたりその払込金額の105%（但し、当社及び割当予定先が、取得日の前日までに、本「コール・オプション」に基づく残存する本新株予約権付社債及び本新株予約権の買取りと並行して実施される、当該本新株予約権付社債及び本新株予約権を代替する資金調達について合意した場合は、本新株予約権1個あたりその払込金額と同額）で買い取ることができます。

※割当予定先の取得請求権

当社が発行する株式について、①金融商品取引法に基づく公開買付けが公開買付者により開始された場合、②上場廃止事由等が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、③組織再編行為が当社の取締役会で承認された場合、④支配権変動事由が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、⑤スクイーズアウト事由が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は⑥東証による監理銘柄に指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。当社は、直ちに、本新株予約権1個当たりその払込金額の105%にて、当該取得請求に係る本新株予約権を取得するものとします。

	<p>※本新株予約権の買戻し</p> <p>当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての本新株予約権を、割当予定先から買い取るものとします。</p>
--	---

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上